

住宅用火災警報器の訪問販売や詐欺等にご注意を！

千葉市では、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられておりますが、最近これに便乗した住宅用火災警報器の不適正取引と考えられる事例が全国的に発生していますのでご注意ください。

～悪質な訪問販売にあわないために～



- 1 消防署、消防団や市役所が販売することは一切ありません。
- 2 消防署が、消防団や町内自治会へ販売を依頼することはありません。
- 3 不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意下さい。
- 4 住宅用火災警報器はホームセンター、家電量販店、ガス事業者、防災設備業者で購入ができます。
- 5 住宅用火災警報器の設置に資格は必要なく、誰でも簡単に行うことができます。
- 6 法律で義務化されましたが、設置しなくても罰せられることはありません。
- 7 住宅用火災警報器の販売は、[クーリング・オフ制度](#)の対象です。
- 8 「あやしい」「おかしいな」と思ったら、すぐに最寄りの消防署又は[千葉市消費生活センター](#)へご連絡ください。

千葉市消費生活センター（☎043-207-3000）

最寄りの消防署連絡先 — 消防局予防部予防課☎043-202-1613

中央消防署	☎043-202-1617	花見川消防署	☎043-259-2571
稲毛消防署	☎043-284-5144	若葉消防署	☎043-237-8041
緑消防署	☎043-292-6147	美浜消防署	☎043-279-0196

千葉市消防局ホームページ

http://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/shobo_top.html

予防部予防課メールアドレス

yobo.FPP@city.chiba.lg.jp